

十 発行価格

十一 利率

の経過利子の

額面金額百円につき九十九円七
年一・二パーセント
年金積立金管理運用独立行政法
人の理事長は、払込金額に加え、
次の算式により算出した金額を
第十八号の規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{5}{365}}$$

十三 初期利子

平成十九年六月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い、その日以、前六月間
に属する

十五 償還期限

平成二十三年十二月二十日

十六 償還金額

日本銀行

十七 払込場所

平成十八年十二月二十五日

十八 払込期日